



中国・四国支部規約

2019年6月1日 第9回中国・四国支部大会承認

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）支部規程（0901）第5条第3項に基づき、中国・四国支部（以下、「支部」という）の組織・運営にかかる事項を定めることを目的とする。

(支部の範囲)

第2条 支部は組織規程第4条で規定する、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県（以下、「中国・四国地区」という）をその活動範囲とする。

2 支部は必要に応じ支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

(支部の設置目的)

第3条 支部は、中国・四国地区において、支部会員相互の研鑽、情報交換、連絡調整を通じて、定款第3条に定める本会の目的を達成する。

(支部会員)

第4条 中国・四国地区に住居・勤務先・通学先を有する会員を支部会員とする。

2 住居所在地と勤務先あるいは通学先所在地が異なる支部地域に存在する会員は、所属する支部を選択できるものとする。

(事業)

第5条 支部は、第3条の目的を達成するため、定款第4条の定めるところにしたがい、講演会、講習会、見学会等を開催するほか、支部活動あるいは本会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。

2 支部は、本会の活動の趣旨に沿う場合において、本会以外の組織と講演会等を共催する、あるいは、本会以外の組織が主催する事業を後援することができる。

(支部事務所)

第6条 支部は、事務所を中国・四国地区におく。

(支部幹事)

第7条 支部に、支部長1名を含む10名以上20名以下の支部幹事を置き、支部幹事会を構成する。そのうち、1名は会計担当幹事とする。また、原則として1名以上の副支部長を置く。

2 支部幹事は支部大会において支部会員の中から選任し、その任期は原則として2年とする。

ただし、再任は妨げない。支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合、必要に応じ、支部幹事会において後任者を選任するものとする。ただし、後任者の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

- 3 支部長は、支部幹事の互選により選任し、会長が委嘱する。副支部長および会計担当幹事は、支部長が指名するものとする。

(支部長、副支部長、支部幹事の任務)

第8条 支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の任務を代行する。副支部長を設けない場合は、必要に応じ、あらかじめ支部長が支部幹事の中から支部長代行者を指名する。

- 2 会計担当幹事は、支部における予算およびその執行を統括する。
- 3 その他の支部幹事は会務を処理する。

(支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など、第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

- 2 支部幹事会は、書面、あるいは電子メール等により、支部幹事に議題とともに開催を通知した上で、支部幹事の過半数の出席をもって開催する。

(小委員会等)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。下部組織の設置、運営規則等は支部幹事会で決定する。

(支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が召集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

- 2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分周知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。
- 3 支部会員は、書面あるいは電子メールにより、当該議題についてあらかじめ意見を述べるることができるものとし、支部幹事会にて当該意見の取り扱いを決定する。

(議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(顧問)

第13条 支部に、顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが、特別な権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

(支部経費)

第14条 支部の経費は本部からの交付金、支部主催行事による収入、支部が発行する刊行物の売上、その他の収入をもってこれに充てる。

2 支出については、本会が定める諸規則に基づくものとし、原則として、その都度本会事務局から支払う。

(改定)

第15条 本規約の改定は、支部幹事会が起案し、支部大会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成10年11月26日 第408回理事会制定、平成11年3月22日施行

2 改定履歴

① 平成19年5月26日 中国・四国支部総会承認

② 平成21年5月30日 中国・四国支部総会承認

③ 平成23年3月22日 中国・四国支部総会承認

④ 平成28年5月21日 第6回中国・四国支部大会起案、平成28年5月24日 第8回理事会承認（改定前は、改定に理事会承認を必要としたため、今回まで理事会付議）

⑤ 2019年6月1日 中国・四国支部幹事会起案、2019年6月1日 第9回中国・四国支部大会承認、2019年7月23日 第2回理事会報告

附則

1 平成23年3月22日改定の規約は、平成23年4月1日より施行する。

2 平成28年5月24日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

3 2019年6月1日改定の規約は、支部大会承認の日から施行する。